

令和8年度第1回東久留米市総合教育会議日程

〔日時〕 令和8年5月7日（木）午前9時30分開会

〔場所〕 市役所7階701会議室

第1 東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（原案）について

第2 東久留米市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について（報告）

第3 その他

出席者：（敬称略）

市長 富田 竜馬 教育長 片柳 博文

教育委員

教育長職務代理者 馬場 そわか 教育委員 植村 芳美

教育委員 橋本 脩 教育委員 石井 雅幸

東久留米市総合教育会議運営要綱第9の規定に基づき出席を要求した者：

・市長部局

副市長 荒島 久人

企画経営室長 長澤 孝仁

企画調整課長 白土 和巳

・教育委員会

教育部長 佐藤 貴泰

教育総務課長 藤 竜也

主幹・統括指導主事 田邨 佳宏

図書館長 島崎 律照

子ども家庭部長 森田 吉輝

こども家庭センター長 傳 智則

指導室長 上松 久美子

学務課長 小俣 貴裕

生涯学習課長 森山 知佳

東久留米市教育、学術及び文化の
振興に関する総合的な施策の大綱

令和 8 (2026) 年 月

東久留米市

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

平成 27(2015)年 4 月 1 日から施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、地方公共団体の長は当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これを受け、東久留米市では東久留米市総合教育会議における協議を経て、平成 27(2015)年 5 月に「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定しました。

このたび、令和 8 (2026)年 2 月に東久留米市長期総合計画後期基本計画を策定いたしましたので、社会の変化や時代の要請に応じていくため、これを大綱に反映させ、東久留米市の教育行政のより一層の推進に向けて明確な施策の方向性を示す必要があることから、大綱を改定します。

基本方針 1 子どもの未来を育む学校教育

1- 1 人権尊重の精神の涵（かん）養と健やかな心と体の育成

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養が図られることが大切です。すべての市立小・中学校で人権教育を推進しており、今後も、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容を理解し、態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながる教育を進めます。

本市では、令和 6 (2024)年に改定した「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、軽微ないじめも見逃さず、いじめの定義に基づいたいじめの認知を組織的にを行っています。いじめを生まない、許さない環境づくりのために、いじめ防止授業の実施などを推進し、「いじめは絶対に許さない」という意識の醸成を図り、解消に向けて組織的に対応します。また、不登校対策についても、一体的かつ速やかな対応の充実に努めていきます。

特別な支援を要する児童・生徒が増加傾向にあることから、個に応じた指導・支援やインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図っていきます。健やかな心と体の育成に当たり、心と体を一体として捉え、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成します。

1- 2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう一人ひとりの子どもを育成することが求められています。改訂された学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいます。また、主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働していく情報活用能力を育みます。

社会のグローバル化が進む中、国際理解は重要な課題となっています。国際社会で活躍できる人材を育成するために、生きた英語が身に付く授業や事業の充実のほか、自分たちの伝統と文化に対して誇りを持つこと、他国の人々や文化を理解し尊重するための取り組みも進めます。また、読書を通して子どもたちの豊かな人間性を育む読書活動の推進のため、学校図書館の利活用を進めます。

小・中学校間における連携の一層の充実や幼稚園・保育園・小学校間での連携の推進、

地域人材・地域資源を活用した教育活動、保護者や地域と連携した学校運営の充実を図ります。

1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

学校が各校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるためには、地域や学校の実態に即して適切な教育課程を編成し実施するとともに、評価、改善していくことが大切です。今後も、教員が効率的に業務を行い、子どもに向き合う時間を確保しながら、教員一人ひとりの力量が発揮され、多様な状況下にあるすべての児童・生徒の学びを保障するため、家庭、地域及び関係機関と連携を図り、時代の要請に応える教育の充実や環境整備、教員の働き方改革に努めていきます。

児童・生徒が安心・安全に学ぶことができる教育環境を整備するため、学校施設の日常点検や維持補修、施設全体の計画的な整備に取り組みます。また、今後の人口減少・少子化の進展や学校施設の老朽化といった課題に対し、児童・生徒の成長に資する標準的な学校規模・配置の観点から、児童・生徒数の将来推計を把握し、公共施設マネジメントの視点も含めて、将来の学校施設のあり方、規模や配置を構想します。

児童・生徒の登下校時における安全確保に向けて、学校と家庭・地域、関係機関が連携した取り組みを継続的に行っていきます。学校給食では、児童・生徒が、食に関するさまざまな知識や望ましい食習慣を身に付け、健康の保持増進が図られるよう、安全・安心な給食を安定的に提供していきます。また、適切な生活習慣及び食習慣の定着とともに、食に関わる人々への感謝の気持ちを育み、地域で生産される食材や食文化への関心を高める食育を推進します。

基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習

2-1 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実

国が令和5(2023)年6月に策定した「第4期教育振興基本計画」では、さまざまな体験活動は、住民のウェルビーイングの向上に資するとともに、共生社会の実現にもつながる意義を有しており、その機会の充実を図っていくことが求められています。

地域社会の活力の維持、発展とともに、多くの市民が生涯学習活動に取り組めるような意欲の醸成にむけて、生涯学習や文化・芸術活動に取り組んでいる市民活動団体、NPO、指定管理者などと市民が連携し、行政と協働する体制づくりを進めます。また、生涯学習の拠点となる生涯学習センターは、未来志向の公共施設マネジメントに沿った対応を進め、安定的な施設管理に努めます。

生涯学習を通じた子どもたちの学びや成長の機会を充実させるため、地域と学校が相互連携した各種体験活動などの取り組みを進めます。

2-2 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実

図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、市民の課題解決を支援する、まちの情報拠点として、生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。また、まちの歴史や文化を次代に継承するため、本市に関する地域資料、行政資料を収集、保存しています。情報の変化の目まぐるしい現代社会において、インターネットを通じて情報を収集することが主流となっていますが、市民の課題解決に向けて様々な情報を活用するためのリテラシー事業などを実施して、情報化の進展に対応した取り組みを進めます。

令和7(2025)年1月に策定した「東久留米市子ども読書活動推進計画第四次計画」で

は、今までの取り組みを継承しつつも、子どもたちとその周りの大人たちへの意識調査などの調査研究を行うこととしています。自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指して、計画に基づき取り組みを推進していきます。

図書館は市民の情報拠点として、多様化するニーズを捉えながら施設の環境を整備し、ICTを活用したサービスの充実に向けた取り組みに努めます。

2 - 3 市民協働による文化財の保護・活用

文化財の保護については、郷土の歴史や文化を後世に伝え、市民の郷土への関心を高めるため、広報紙やホームページなどを活用した啓発を行い、定期的に指定を行うなど、関係団体と協力・連携を図りながら行っています。指定後は展示での活用や刊行物での文化財の普及を図るなど、法による文化財保護と啓発をあわせて行っています。地域の郷土芸能の伝承は、担い手の高齢化と減少が深刻な問題となっており、郷土芸能団体への支援を引き続き行っていく必要があります。

市の歴史や文化財に触れる機会を創出していくため、講演会などの企画事業、人材の育成や体制づくりについては、さまざまな関係機関と連携・協力し、事業を進めます。

次期の市史編纂の資料ともなる資料集刊行と並行し、歴史公文書などの行政資料についても関係機関と連携し管理・蓄積に努めます。

2 - 4 スポーツとの触れ合いを広げる市民スポーツの振興

令和3(2021)年10月に行った「東久留米市スポーツ健康都市宣言」のもとで、スポーツを通じた健康づくりの情報提供や個々のライフスタイルに応じたスポーツについて、その奨励と普及に努めています。また、関係団体と連携・協力して、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むために、安全な環境で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参加できる機会の確保に努めます。

スポーツを奨励し、振興するため、指導者や市民スポーツ団体の運営に携わる人材の確保・育成とともに、市民スポーツ団体との連携を進めます。スポーツ施設については、利用者が安全・安心に利用できるよう、施設の適正な維持及び管理を行っています。

基本方針3 家庭・地域での子ども子育て支援

ひとり親家庭、多国籍、ステップファミリーなど、家庭の形の多様化に伴い、家庭内の課題やニーズも複雑化しており、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。子どもと親が安心して暮らせるよう、地域や社会全体でも支えられる、子どもを中心とした適切な支援を包括的に講じていくことが必要です。令和6(2024)年度に設置したこども家庭センターを中心として、母子保健の分野と児童福祉の分野をつなぎ、一体的かつ切れ目のない支援提供を図っていきます。また、コロナ禍により子育ての孤立化が進んで以降、子育ての知恵や経験を共有する機会に恵まれず、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。育児不安が虐待につながることを防ぐためにも、これまでの虐待通告や相談への対応に加え、虐待の発生防止に努めます。

また、特別な支援を必要とする子どもや子育ての不安や悩みを抱える保護者について、子どもが安心な環境で育まれ成長できるよう、子育てしやすいまちづくりを進めます。

東久留米市教育、学術及び文化の
振興に関する総合的な施策の大綱

令和8(2026)年 月

発 行／東久留米市

編 集／東久留米市企画経営室企画調整課

住 所／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電 話／042-470-7777(代表)

E-mail／kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

東久留米市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

東久留米市教育委員会

目次

1. 計画策定の背景・趣旨及び現状.....	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	16

1. 計画策定の背景・趣旨及び現状

(1) 計画策定の背景・趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という)等一部改正法第1条により新設した給特法第8条第1項において、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めるものとされている。

東久留米市第3次教育振興基本計画(以下「基本計画」という)に沿って、「教員のこれまでの働き方を見直し、教員が自らの授業力を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造力を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、「学校における働き方改革」をさらに推進していく」ため本計画を策定する。

(2) 本市の現状

○本市では、平成30年10月に「東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画」を策定し、客観的に在校時間を管理できる出退勤管理システムや事務の一元化を図る校務管理システムを導入する等、取り組んできた。その後も、基本計画に沿った年度ごとの事業計画として働き方改革に係る事業を推進している。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 35.4 時間	37.6%	1.7%
中学校	月 41.2 時間	51.7%	7.6%

出退勤管理システムより算出

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では37.6%、中学校では51.7%となっており、特に、中学校の5割超の教育職員が45時間を超えている状況にあることは、大きな課題と捉えている。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・教育職員の1箇月時間外在校等時間が月45時間を上回る割合を 0%にする
- ・教育職員の1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ライフ・ワーク・バランス※や働きがい等に関する目標

- ・ライフ・ワーク・バランス満足度調査において、「現任校で働くことにやりがいや楽しさを感じている」の設問に肯定的な回答をした教員の割合90%以上とする（令和7年度は82.8%）

※当市教育委員会では、従来から計画・調査等において「ライフ・ワーク・バランス」と表記しており「ワーク・ライフ・バランス」と同意。

3. 計画の期間

○令和8年度～令和11年度

国においては、令和11年度までに、教育職員の1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度に削減することを目標にしており、これを念頭に計画期間を上記とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に掲げる下記の「学校と教師の業務の3分類」①～⑲のうち、市教育委員会が優先的／重点的に取り組む業務を次ページ以降に示す。

【参考】学校と教師の業務の3分類

学校と教師の業務の3分類			別添 4
➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。 ➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。			
学校以外が担うべき業務		 まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。	
1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	
※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進 12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進	14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 16 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進	
※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画			

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)』より

市教育委員会が優先的／重点的に取り組む業務

イ 学校以外が担うべき業務

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 (「3分類」②関係)【指導室】

実施概要	・ 放課後から夜間における見回りについては、自治会等、地域住民が担う体制に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。 ・ 学校サポートチーム等において、補導された児童・生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有するとともに、補導された児童・生徒の指導に関し緊急の措置が必要な場合を除き、学校による対応は原則行わないこととする。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽学校サポートチーム等における認識共有	▽継続	▽継続	▽継続
	▽学校評議員やPTA への説明及び夜間の見回りや補導対応を原則行わないことの実行	▽継続	▽継続	▽継続

◆学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)〔3分類〕③関係【学務課】

実施概要	- 給食費の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、国の学校給食法の改正に向けた検討状況を踏まえ公会計化を検討する。 - 日本スポーツ振興センター災害共済給付事務の内、学校で実施している給付金の保護者への支給事務について見直しを検討する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽給食費の公会計化への検討	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応
	▽災害共済給付事務の見直しについての検討	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等〔3分類〕④関係【生涯学習課】

実施概要	- 地域学校協働活動の一環である放課後子供教室の実施にあたり、学校・学童保育所関係者や地域人材などによる運営委員会を開催し、関係者間の連携や事業の充実に努める。 - 地域学校協働活動に寄与するために、学校運営協議会設置・運営に係る情報提供を行う。既設置校では地域と学校の橋渡し役となる、地域学校協働活動推進員の配置に向け取り組む。また、未設置校に向けても、CSアドバイザーなどの有識者を招いて、関係者向けの学習会を実施する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽放課後子供教室運営委員会の実施	▽継続	▽継続	▽継続
	▽学校運営協議会の設置・運営支援(研修会の実施、推進員配置など)	▽継続	▽継続	▽継続

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への
対応(「3分類」⑤関係)【教育総務課・指導室】

実施概要	・ 学校が市の法務相談を活用できる環境を周知するとともに、市長部局と連携し、教育委員会における相談窓口開設を検討するなど過剰な苦情や不当な要求等に対応できる体制を構築する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽市法務相談の周知	▽継続	▽継続	▽継続
	▽相談窓口開設の検討	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆【調査・統計等への回答】学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施(「3分類」⑥関係)【教育総務課・指導室】

実施概要	・ 教育職員の専門性に深く関わるものを除き、副校長補佐やスクールサポートスタッフ(SSS)が回答することとし、教育職員の調査回答に係る事務負担を軽減する。 ・ 副校長補佐の全校配置を要望する。 ・ スクールサポートスタッフの全校配置を継続する。 ・ 教員だけでなく事務職員分の数量を満たす校務用端末を配備する。 ・ 統合型校務支援システムの都全域での共同調達に向けた調査研究を進める。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽SSS 等の全校配置継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽SSS 等が回答することの周知	▽継続	▽継続	▽継続
	▽教員だけでなく事務職員分の数量を満たす校務用端末を配備する	▽継続	▽継続	▽継続
	▽統合型校務支援システムの都全域での共同調達に向けた調査研究を進める	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応

◆【学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理】学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画(「3分類」⑦関係)【指導室】

実施概要	・ 教育職員の専門性に深く関わるものを除き、副校長補佐やスクールサポートスタッフが作成・管理することとし、教育職員の作成・管理に係る事務負担を軽減する。 ・ 副校長補佐の全校配置を要望する。 ・ スクールサポートスタッフの全校配置を継続する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽SSS 等の全校配置継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽SSS 等が作成・管理することの周知	▽継続	▽継続	▽継続

◆【学校プールや体育館等の施設・設備の管理】

教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討(「3分類」⑨関係)【教育総務課】

実施概要	・ 学校プール及び体育館等の施設については、学校用務業務の委託等により清掃や修繕等の管理業務を全校で実施しており、今後も継続していく。 - また、市長部局で包括施設管理業務委託の検討を行っていることから、導入の際に学校施設の管理業務を含めるか検討していく。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【学校用務業務委託等】				
▽清掃や修繕等の管理業務の実施	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
【包括施設管理業務委託】				
▽市長部局と連携した導入の検討	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応

◆【児童生徒の休み時間における安全への配慮】地域住民等の支援や、輪番等を促進(「3分類」⑪関係)【指導室】

実施概要	・ 副担任・専科教員、介助員やエデュケーションアシスタント(EA)等の支援を得つつ、輪番により学級担任等の特定の教師の負担を軽減する。 ・ エデュケーションアシスタントの全校配置を継続する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽副担任・専科教員等を含む輪番の周知	▽継続	▽継続	▽継続
	▽EAの全校配置(小学校)	▽継続	▽継続	▽継続

◆【校内清掃】

児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進(「3分類」⑫関係)【教育総務課・指導室】

実施概要	・ 各学校の実情に応じて実施回数や範囲の合理化を図るとともに、エデュケーションアシスタント(EA)や副担任等の支援を得つつ、輪番により学級担任等の特定の教師の負担を軽減する。(指導室) ・ エデュケーションアシスタントの小学校全校配置を継続する。(指導室) ・ 校内の清掃は学校用務業務委託において実施していることから、清掃の範囲や頻度等の変更について検討を行っていく。(教育総務課)			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽EAの全校配置継続(小学校)	▽継続	▽継続	▽継続
	▽合理化及び副担任等を含む輪番の周知	▽継続	▽継続	▽継続
	▽学校用務業務委託仕様書の変更検討	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応

◆【部活動】部活動の地域展開・地域連携を推進(「3分類」③関係)【指導室】

実施概要	・ 平日・休日の部活動時間等の適正化を図るとともに、拠点校方式による平日部活動の拡充と休日部活動の地域展開を検討することで、相対的な中学校教師の負担を軽減する。 ・ 外部指導者の拡充を図ることで相対的な中学校教師の負担を軽減する。 ・ 部活動指導員の配置を検討することで相対的な中学校教師の負担を軽減する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽拠点校部活動の拡充	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応
	▽外部指導者の拡充	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応
	▽部活動指導員の配置検討	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応	▽前年度の経過を踏まえた対応

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆【給食の時間における対応】食に関する指導については、栄養教諭等が対応
(「3分類」④関係)【指導室】

実施概要	・ エデュケーションアシスタントや副担任及び専科教員の支援を得つつ、輪番により学級担任等の特定の教師の負担を軽減する。 ・ エデュケーションアシスタントの小学校全校配置を継続する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽EAの全校配置 (小学校)	▽継続	▽継続	▽継続
	▽副担任等を含む輪番の周知	▽継続	▽継続	▽継続

◆【授業準備】教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、デジタル技術の活用を促進
(「3分類」⑤関係)【指導室】

実施概要	・ 授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフの全校配置を継続する。 ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽SSSの全校配置	▽継続	▽継続	▽継続
	▽校務支援システム等の機能周知	▽継続	▽継続	▽継続

- ◆【学習評価や成績処理】採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
(「3分類」⑩関係)【教育総務課】

実施概要	・ デジタル採点ソフトウェアを運用する(中学校) ・ 小テスト等に対応したソフトウェアを運用する(小・中学校)			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽デジタル採点ソフトウェアの導入(中学校)	▽継続	▽継続	▽継続
	▽小テスト等に対応したソフトウェアの導入(小・中学校) ※令和7年度導入済み	▽継続	▽継続	▽継続

- ◆【学校行事の準備・運営】関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
(「3分類」⑪関係)【指導室】

実施概要	・ 副校長補佐やスクールサポートスタッフ(SSS)の支援を得つつ、関係機関等の日程調整や物品の準備等を行うこととし、教育職員の事務負担を軽減する。 ・ 副校長補佐の全校配置を要望する。 ・ スクールサポートスタッフの全校配置を継続する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽SSS等の全校配置継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽SSS等が支援することの周知	▽継続	▽継続	▽継続

◆【支援が必要な児童生徒・家庭への対応】専門スタッフとの協働等を促進
 (「3分類」⑨関係)【指導室】

実施概要	・ 校内別室指導員(小学校)の配置を順次拡大するとともに、東京都不登校巡回教員配置事業(中学校)を活用して、不登校対応に係る教育職員の負担を軽減する。 ・ 臨時会を除く学校いじめ対策委員会へのスクールカウンセラーの参加及び校内特別支援委員会への特別支援コーディネーターの参加を100%とすることを目標とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。 ・ 支援が必要な児童・生徒への対応として、学力パワーアップサポーターや児童介助員の配置の拡充による支援を充実する。			
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	▽校内別室指導員を小学校に配置	▽継続	▽継続	▽継続
	▽不登校巡回教員配置事業の活用(中学校)	▽継続	▽継続	▽継続
	▽校内会議への専門職参加を必須とすることの周知	▽継続	▽継続	▽継続
	▽学力パワーアップサポーターや児童介助員の拡充	▽継続	▽継続	▽継続

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を検討していく。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%を目標とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・8年度中に、学校における定時退勤日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉庁期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、東久留米市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、東久留米市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。